

## 第20回農地総会議事録

開催日時	平成31年3月5日(火) 午後3時30分から午後4時30分	
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 会議室	
出席委員	西野 幸一・池澤 誠・加藤 孝幸・高橋 政継・廣井 千里・中島 義幸 大野 哲・久保田 彦昭・山崎 茂盛・竹内 義昭・中島 正根・中山 忠明 山本 和正・上田 博・久保 壽美男・川澤 一博・矢野 強 <span style="float: right;">以上17名</span>	
欠席委員	西本 統洋・松田 環 <span style="float: right;">以上2名</span>	
事務局出席者	長岡事務局長・岩崎次長・竹内係長・谷川主任・尾崎主査 <span style="float: right;">以上5名</span>	
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 第4号議案 非農地証明願の件 議案外(報告) <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3の規定による届出の件</li> <li>・農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件</li> <li>・農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件</li> <li>・農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件</li> </ul>	
備考 [添付書類]	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第20回農地総会議案書</li> <li>○現地案内図</li> <li>○第2号議案机上配布資料</li> <li>○今後のスケジュール</li> </ul>	

開 会 議 長	(議長高橋政継が、挨拶して開会を宣す。(午後3時30分)) 只今から第20回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議長	欠席委員の報告をいたします。松田環委員、西本統洋委員が欠席です。委員総数19名中2名が欠席で、出席委員が17名です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条3項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名 議長	会議規則第23条第2項におきまして、議事録には議長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならない、と定められております。私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。
委員 議長	(異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。議事録署名委員は、加藤孝幸委員、川澤一博委員の2名にお願いいたします。
議 事 長 谷川主任	ただ今から、議案の審議を行います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。 今月は全体で3件の申請が出されております。議案書は2ページをご覧ください。 案件1は、長浜、市街化調整区域、畠、314m <sup>2</sup> 外1筆、合計803m <sup>2</sup> を、譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は所有及び借り受けしている農地を全て耕作しており、今回の申請地では生姜を栽培する予定であるとのことです。 農機具の保有状況につきましては、トラクター1台を所有しているとのことです。 譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、また議案書には記載がありませんが、別世帯にいる譲受人の子供も農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。 周辺農地への影響については、周囲も同様の作付けを行っており、特に周囲への影響のおそれはないとのことです。 続きまして、議案書は3ページにまたがります案件2は、春野町弘岡上、市街化調整区域、田、241m <sup>2</sup> 外10筆、合計7,474m <sup>2</sup> を、一括贈与により所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.2-1～No.2-3をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は現在、所有及び借り入れしている農地を全て耕作

	<p>しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。</p> <p>農機具の保有状況につきましては、トラクターなど7台の大農機具を所有しているとのことです。</p> <p>譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に父と母も農業に常時従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。</p> <p>周辺農地への影響につきましては、申請地の周辺と同様の耕作を計画しているため、特に影響のおそれはないとのことです。</p> <p>続きまして、案件3は、春野町東諸木、市街化調整区域、畠、29m<sup>2</sup>を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買で所有権を移転するという申請です。現地案内図は、No.3をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。</p> <p>申請書の別添によりますと、譲受人は現在、耕作不利地を除き、借り入れしている農地を全て耕作しており、今回の申請地では、野菜を栽培する予定であるとのことです。</p> <p>農機具の保有状況につきましては、トラクターなど5台の大農機具を所有しているとのことです。</p> <p>譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に夫と長男夫婦も農業に常時従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。</p> <p>周辺農地への影響につきましては、周囲は畑作地帯であり、取得後もこれまでどおり畑作野菜を栽培するため、特に影響のおそれがないとのことです。</p> <p>以上、全ての案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員ご確認いただいております。</p> <p>以上で第1号議案の説明を終わります。</p>
議長	第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。案件が第二と第四事前審査会です。まず、第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。
山崎委員	案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員との現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。
議長 川澤委員	次に、第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
	報告します。案件2と案件3については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見や質問がありましたらお願いをいたします。
委員長	(意見・質問なし)
	ご意見やご質問が無いようでしたら審議を終わります。全ての案件につきましては、許

	<p>可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(意義なし)</p> <p>第1号議案については、全ての案件について許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件を議題といたします。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
委 員 議 長  谷川主任	<p>今月は、全体で2件の申請が出されております。議案書は5ページをお開きください。</p> <p>案件1は、仁井田、畠、1134m<sup>2</sup>外1筆、合計3,384m<sup>2</sup>を、砂利採取のため、許可日から1年間、一時転用するため、賃借権を設定するという申請です。</p> <p>現地案内図は、No.4をご覧ください。ピンクで塗った所が申請地です。青色で塗った部分は、農地ではありませんが、一体利用地として、申請地へ進入する通路部分です。</p> <p>農地の区分につきましては、農用地区域内の農地ですが、一時転用であるため、不許可の例外に該当するものと考えております。</p> <p>それでは、事業計画の内容等についてご説明いたしますので、本日机上配布しております資料のうち、「①」と書いている資料をご覧ください。</p> <p>事業計画書によりますと、賃借人は、本案件の申請地は休耕地であり、砂利採取を行うにあたって、周辺農地への影響のおそれがないと考えられることから、今回の申請地を選んだとのことです。</p> <p>申請地の利用計画としては、表土はすき取り後、申請地内にて分散して保管し、砂利採取を行う計画で、採取後の跡地については、山土及び申請地内に保管した表土で埋め戻し、整地を行い、農地として復元することです。また、採取中に地下水が発生する等の悪影響が危惧される事態が起きた場合は、ただちに採取を中止し、埋め戻しを行うことです。周辺の農地に対する被害防除計画については、南側は県道14号線で、北側と西側の農地所有者からは同意書をいただいているので、悪影響を及ぼすおそれはないものと思われます。東側農地については隣地同意書が得られていないため、被害防除計画書が添付されておりますので、後ほどご説明させていただきます。</p> <p>続いて、2枚目の砂利採取計画図をご覧ください。緑の線で囲んでいる土地が本件申請地で、ピンクの線で囲んでいる区域が砂利を採取する掘削地となります。掘削の際は、掘削地の西側農地との間に、砂利採取法で定められている2mの保安距離を、南側は県道との間で10m、北側と東側農地との間で5mの保安距離をとる計画となっております。</p> <p>進入については、南側の県道から青の線で囲んでいる土地を通って进入する計画となっております。</p> <p>続きまして、被害防除計画についてご説明いたします。3枚目の被害防除計画書と併せて、事業計画書とは別に本日机上配布しております資料をご覧ください。1枚目が隣地関</p>

係者の同意書がないことの理由書、2枚目が申立書、その下が申請地周辺の位置関係が確認できる公図となっております。公図の中の、青い線で囲まれた部分が一体利用地を含めた今回の申請地で、東隣に国有地の公衆用道路、その東側の4筆のうち、ピンクで囲まれた2筆が賃貸人の農地、緑で囲まれた2筆が今回同意を得られなかつた方の農地です。この方の同意が得られなかつた経緯については、当初は同意をする意向があつたので、国有地の公衆用道路とピンクで囲んだ賃貸人の農地も含めて砂利採取を行う計画でしたが、同意をひるがえされ、最終的には、弁護士を通じて一切触れないでほしいとの回答であつたため、同意書をいただくことができず、結果として今回の砂利採取計画となつたことです。

なお、砂利採取計画の認可の申請についても隣地の同意書が必要となつておりますが、この同意については、砂利採取法で定められている2mを超える5mの保安距離をとることで県と協議済みであり、現在申請中となつております。

添付書類として、資金証明書や賃借人の法人定款、法人登記などの必要な書類は添付されております。

他法令については、農振法関係では、申請地は、農業振興地域内の農用地区域内にあるため、農業振興地域整備計画の達成に支障がないか農林水産課に確認しましたところ、2月12日付けで「転用面積は必要最小限とし、事業実施にあたっては、周辺農地等に支障がないようにすること」「期間終了にあたっては、速やかに現状に復すこと」との回答がありました。

県への砂利採取計画の認可は、現在申請中となつております。

地区の土木委員の意見については、本件の賃借人は以前より申請地周辺で砂利採取を行っている会社であり、今回についても、これまでどおりの段取りでやっていただければ特に問題はないとのご意見であった旨を、担当区域の農地利用最適化推進委員よりご報告をいただいております。

なお、今回の申請地2筆のうち、西側の1筆につきましては、平成26年5月に砂利採取のため一時転用の5条申請がされ、同年6月に転用許可がでております。2回目の申請となつた理由としましては、前回は東側農地所有者との係争により、十分な深さまで掘削できずに埋め戻した経緯があつたとのことで、今回は計画どおりに掘削する予定となつております。

続きまして、案件2は、春野町芳原、田、696m<sup>2</sup>のうち442.19m<sup>2</sup>を、本件の借人が自己住宅に転用するため、使用貸借権を設定するという内容の申請です。現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクに塗った所が分筆して住宅に転用する部分で、青色に塗った所が転用せず分筆して農地として管理する部分です。

農地の区分につきましては、甲種、1種、3種、いずれの要件にも該当しない農地であり、農振法による農用地区域の指定も受けていない農地であるため、第2種農地と判断しております。

それでは、事業計画の内容等についてご説明いたしますので、机上配布しております資料のうち「②」と書いている資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、申請者は現在の借家が手狭になったため、自己住宅を建築する適当な場所を探しており、高齢の両親の今後の介護のことも考え、実家の近隣にある本件申請地が最適と判断したとのことです。

続いて、土地利用計画図をご覧ください。転用計画としましては、建築面積84.46m<sup>2</sup>の木造2階建て住宅1棟と、2台分の駐車場、洗濯物干場、子どもの遊び場に転用する計画です。

なお、議案書に記載している転用面積については、現在は1筆で696m<sup>2</sup>の土地ですが、分筆を予定しており、今回転用する部分は図面に示している部分のみで、残地部分については農地のまま貸人が管理する計画であるとのことです。

申請地への進入経路については、申請地南側の市道から侵入する計画で、側溝に金属製のグレーチングをする計画となっております。このグレーチングの水路橋設置に関しては、道路占用許可書が添付されております。

排水の処理については、生活排水は、敷地南西側の合併浄化槽から南側の側溝へ、雨水は西側及び南側の側溝へ排水する計画となっており、排水同意書が添付されております。

次に、申請地周辺の状況について説明いたします。申請地東側は畠、西側は赤線、青線を挟んで山林、南側は市道を挟んで畠、北側は畠となっております。

被害防除計画としては、申請地東側、南側、北側の畠が対象となります。東側につきましては、先ほどご説明いたしました土地の分筆が行われた場合、貸人名義の畠が隣接することとなり、さらにその東にも畠が隣接しておりますが、申請地とは譲渡人名義の畠を挟んで10m以上距離があるため、悪影響を及ぼすおそれはないものと考えます。また、南側は市道を挟んでおり、農地とは10m以上距離があるため、悪影響を及ぼすおそれはないものと考えます。北側は、分筆後は貸人名義の畠及び別所有者の畠が隣接することになりますが、貸人名義ではない方の畠については、土地所有者の同意書が添付されております。

他法令の手続きとしまして、都市計画法の開発許可の関係では、分家住宅として協議中です。

その他の添付書類についてご説明いたします。資金証明書類については、住宅ローンの仮承認の文書が添付されており、転用に必要な資金が確保できる見込みはあります。

地区の土木委員の意見としましては、問題なしとの意見を事務局にて確認しております。以上で、第2号議案の説明を終わります。

議長	第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第二と第四事前審査会です。第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。
山崎委員	報告いたします。案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員との現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議長	次に、第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員との現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問があればお願ひいたします。
委員長	(意見・質問なし)
議員長	ご意見やご質問が無いようでしたら、案件1につきましては、農用地区域内農地の一時転用の案件ですので、県ネットワーク機構に意見を諮問した後に、許可相当との意見を付して申請書を県知事に送付することに、案件2については、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ございませんか。
委員長	(異議なし)
議員長	それでは、案件1につきましては、県ネットワーク機構に意見を諮問した後に、許可相当との意見を付して申請書を県知事に送付することに、案件2については、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたします。
谷川主任	続きまして、第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
谷川主任	今月は、全体で34件の申請が出されております。内訳は、所有権移転の案件が1件、利用権の新規設定が14件、更新設定が19件となっております。
	議案書7ページに所有権移転の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。
	今月は、所有権を移転する人が1人、所有権の移転を受ける人が1人で、所有権移転を行う農地は畠が1筆で561m <sup>2</sup> です。
	次に、議案書8ページに利用権設定の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。
	表の上段左端の部分をご覧ください。今月は、利用権を設定する人が35名で延べ36名、利用権の設定を受ける人が24名で延べ36名となっております。
	右隣の欄に利用権を設定する土地の内訳を掲載しております。今月は、田が50筆で34,286m <sup>2</sup> 、畠が14筆で7,526m <sup>2</sup> 、合計64筆で41,812m <sup>2</sup> です。
	さらに右隣に進んでいただきまして、利用権設定の内訳を掲載しております。今月は、更新設定が27筆で21,496m <sup>2</sup> 、新規設定が37筆で20,316m <sup>2</sup> です。期間別の設定状況及び地区別の内訳については、説明を省略いたします。

それでは、最初に所有権移転の案件から説明します。議案書は 16 ページをお開きください。

案件 29 は、春野町弘岡下、畠、 $561\text{ m}^2$ を売買により所有権を移転するものです。

本案件は、平成 30 年 4 月 7 日に譲渡人より売りたいとの申し出がありまして、平成 31 年 2 月 8 日 JA 高知県春野支所にて、農地等あっせん相談員立ち合いのもと、話がまとまりました。

所有権移転の案件については以上です。続きまして、利用権の新規設定の案件のみ、説明をさせていただきます。議案書は 10 ページにお戻りください。

案件 9 は、布師田、田、 $730\text{ m}^2$ を、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間貸すという使用貸借権の新規設定です。なお、本件の借人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付いただいております。耕作計画書によりますと、借人はオクラを栽培しており、今回利用権を設定する農地でもオクラを栽培する予定であるとのことです。今後は、さらに経営農地を増やして収穫量の増加を図り、経営を拡大していく意向があるとのことです。なお、議案書の経営面積の欄が  $606\text{ m}^2$ となっておりますが、今回の申請が妥当なものとみなされ、最終的に利用権が有効となれば、経営面積は合計で  $1,336\text{ m}^2$ となります。

続きまして議案書は 11 ページをご覧ください。案件 12 は、介良丙、田、 $590\text{ m}^2$ 外 1 筆、合計  $1,151\text{ m}^2$ を、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間貸すという賃借権の新規設定です。なお、議案書に記載されております賃借人の経営面積は  $0\text{ m}^2$ となっておりますが、これは賃借人の経営農地が、一昨年死亡した賃借人の父親名義のまま未相続の状態となっており、未相続地については経営面積に反映しない取扱いとなっていることによるものです。今回改めてご提出いただいております耕作計画書によりますと、今回申請している田も含めて父親名義の農地で水稻を栽培しており、今後も水稻栽培を継続していく意向であるとのことです。

また、今回の申請が妥当なものとみなされ、最終的に利用権が有効となれば、経営面積は  $1,151\text{ m}^2$ となります。

続きまして議案書は 12 ページをご覧ください。案件 17 は、大津甲、田、 $505\text{ m}^2$ 外 3 筆、合計  $2,492\text{ m}^2$ を、農地中間管理機構が中間管理権を設定して平成 31 年 4 月 1 日から平成 41 年 3 月 31 日までの 10 年間借り受けるという使用貸借権の新規設定です。なお、備考欄に記載しております貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定とのことです。

続きまして、議案書は 13 ページにまたがります案件 18 は、大津乙、田、 $1,039\text{ m}^2$ 外 1 筆、合計  $1,535\text{ m}^2$ を、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間貸すという、賃借権の新規設定です。なお、賃借人の経営農地はすべて高知市内ですが、香南市に居住し

ているため、香南市の農業経営証明書を添付いただいております。

続きまして案件 19 は、大津乙、田、975 m<sup>2</sup>外 2 筆、合計 1,572 m<sup>2</sup>を、農地中間管理機構が中間管理権を設定して、平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 3 年間借り受けるという、使用貸借権の新規設定です。なお、備考欄に記載しております貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定とのことです。

続きまして議案書は 14 ページにまたがります案件 20 は、土佐山東川、畑、443 m<sup>2</sup>外 4 筆、合計 2,339 m<sup>2</sup>を、平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして議案書は 15 ページにまたがります案件 22 と、議案書 15 ページの案件 23 は、借人が同一の関連案件ですので、まとめてご説明します。

議案書 14 ページから 15 ページにまたがります案件 22 は、春野町弘岡上、田、876 m<sup>2</sup>外 8 筆、合計 4,896 m<sup>2</sup>を、議案書 15 ページの案件 23 は、春野町弘岡上、田、29 m<sup>2</sup>を、両案件とも平成 31 年 4 月 1 日から平成 41 年 3 月 31 日までの 10 年間貸すという、賃借権の新規設定です。

なお、賃借人であります「有限会社見元園芸」については、農地所有適格法人の要件を満たしていることを事務局にて確認しております。

続きまして、議案書は 16 ページにまたがります案件 24 は、春野町弘岡中、田、575 m<sup>2</sup>外 1 筆、合計 738 m<sup>2</sup>を、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間貸すという、賃借権の新規設定です。

続きまして、案件 25 と、案件 27 は、借人が同一の関連案件ですので、まとめてご説明します。

案件 25 は、春野町弘岡中、登記地目、田、現況、畑、570 m<sup>2</sup>外 1 筆、合計 1,343 m<sup>2</sup>を、案件 27 は、春野町弘岡下、田、593 m<sup>2</sup>外 1 筆、合計 875 m<sup>2</sup>を、両案件とも平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 3 年間貸すという、賃借権の新規設定です。

なお、案件 27 につきましては、未相続地となっておりますが、相続権者全員の同意があることを事務局で確認しております。

続きまして案件 26 は、春野町弘岡中、田、1,060 m<sup>2</sup>のうち 960 m<sup>2</sup>を、農地中間管理機構が中間管理権を設定して、平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 3 年間農地を借り受けるという、賃借権の新規設定です。なお、備考欄に記載しております貸付予定者は、現地で野菜を栽培する予定とのことです。

続きまして、議案書は 17 ページをご覧ください。案件 31 は、春野町東諸木、田、1,133 m<sup>2</sup>を、平成 31 年 4 月 1 日から平成 41 年 3 月 31 日までの 10 年間貸すという、賃借権の新規設定です。

	<p>なお、本件の賃借人は、農地台帳に登録が無いため、耕作計画書を添付していただいております。耕作計画書によりますと、賃借人は現在自衛隊に勤務しておりますが、平成31年3月末で退役し、春野町東諸木で花卉及び生姜農家として経営している実家に帰り、新規就農者として実家とは別世帯で農業経営を開始する予定であり、主に露地ショウガの栽培をしていくとのことです。賃借人の経営面積については、議案書に記載のあるとおり0m<sup>2</sup>ですが、今回の申請が妥当なものとみなされ、最終的に利用権が有効となれば、経営面積は1,133 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>また、本件の申請地は未相続地となっておりますが、相続権者全員の同意があることを事務局で確認しております。</p> <p>続きまして案件33は、春野町秋山、田、440 m<sup>2</sup>外1筆、合計523 m<sup>2</sup>を、平成31年4月1日から平成41年3月31日までの10年間貸すという、賃借権の新規設定です。</p> <p>以上、更新案件も含めて、計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>当該案件について、本会で計画が妥当なものと決定されると、平成31年4月1日付で高知市が公告し、効力が発生するものです。</p> <p>以上で第3号議案の説明を終わります。</p>
議長	第3号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第二、第三、第四事前審査会です。まず、第一事前審査会の西野副委員長から報告をお願いします。
西野委員	報告します。案件1については計画を妥当と認めました。
議長	次に、第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いします。
山崎委員	報告します。案件2から案件4については、計画を妥当と認めました。
議長	次に、第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いします。
竹内委員	案件5から案件20については計画を妥当と認めました。
議長	最後に、第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	報告します。案件21から案件34については計画を妥当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。これから審議に入ります。ご意見ご質問がございましたら、お願いいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見ご質問が無いようでしたら、審議を終わります。全ての案件につきまして、計画が妥当なものと決定することにご異議ありませんか。
委員	(意義なし)
議長	全ての案件について、計画は妥当なものと決定をいたします。

	<p>次に、第4号議案、非農地証明願の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
谷川主任	<p>今月は、全体で11件の申請が出されております。議案書は19ページをご覧ください。それぞれの申請人及び土地の所在等については議案書のとおりです。</p> <p>地区の内訳は、旭が1件、秦が1件、五台山が1件、議案書は20ページにまたがりまして長浜が1件、大津が1件、議案書は21ページにまたがりまして春野が6件となっております。全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員と農業委員の確認を得て、事務局長専決処理により非農地証明書を交付しております。追認をお願いいたします。</p>
議長	<p>第4号議案の説明が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。</p>
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問が無いようでしたら、審議を終わります。第4号議案につきましては、追認することに決定いたしますがご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	それでは、第4号議案につきましては追認することに決定いたします。
	続きまして、議案外の報告を一括してお願いします。
谷川主任	<p>それでは、議案外の案件についてまとめてご報告いたします。</p> <p>まず、①農地法第3条の3の規定による届出の件についてご報告いたします。議案書は23ページをご覧ください。</p> <p>今月は6件の届出が出されており、地区の内訳は、鴨田が2件、高須が1件、議案書は24ページに移りまして春野が3件となっております。</p> <p>全ての案件について担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。</p> <p>続きまして、②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は26ページをご覧ください。</p> <p>今月は8件の届出が出されており、地区の内訳は、議案書は27ページにまたがりまして朝倉が2件、鴨田が1件、潮江が1件、議案書は28ページにまたがりまして一宮が3件、高須が1件となっております。</p> <p>すべての案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。</p> <p>続きまして、③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書30ページをご覧ください。</p>

	<p>今月は 12 件の届出が出られており、地区の内訳は、鴨田が 3 件、中央が 2 件、議案書は 31 ページに移りまして長浜が 1 件、一宮が 3 件、介良が 1 件、大津が 2 件となっております。全ての案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。</p> <p>続きまして、④農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件についてご報告いたします。議案書は 33 ページをご覧ください。</p> <p>今月は、1 件の合意解約通知が出されており、地区の内訳は朝倉が 1 件となっております。当該案件について、農地法施行規則第 68 条第 2 項の規定に基づき、当事者が連署した通知であることを事務局で確認し、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、事務局専決処理により受理しております。</p> <p>以上で議案外報告を終わります。</p>
議長	議案外報告に関しまして、ご意見、ご質問がございましたらお願ひいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見、ご質問がないようですので、議案外報告を終わります。
事務局報告 岩崎次長	(平成 30 年度今後のスケジュールについて説明)
次回農地総会 議長	次回の農地総会は 4 月 5 日を予定しております。
閉会 議長	本日の議案は、全て終了いたしました。 以上で、第 20 回農地総会を終了いたしました。ありがとうございました。 (午後 4 時 30 分閉会)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和元年5月27日

議長

高橋政継

議事録署名委員

川澤一博

議事録署名委員

加藤秀章

議事録作成者

尾崎哲雄